



長野県報

10月20日(木)
平成17年
(2005年)
第1704号

目次

規則

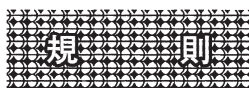
長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則(障害福祉課)	2
長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則(文化財・生涯学習課)	4

告示

平成17年8月12日専決処分した平成17年度補正予算の要領(財政改革チーム)	5
平成17年8月26日専決処分した平成17年度補正予算の要領(財政改革チーム)	5
平成17年10月11日成立した平成17年度補正予算の要領(財政改革チーム)	6
地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課)	7
昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部改正(農政課)	7
昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路維持課)	7
広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更の許可(2件)(市町村課)	7
広域連合の規約の変更(市町村課)	7

公告

長野県男女共同参画センターの指定管理者の候補者の募集(ユマニテ・人間尊重課)	8
一般競争入札(管財課)	9
特定調達契約に係る落札者の決定(4件)(管財課)	9
長野県社会福祉総合センターの指定管理者の候補者の募集(コモンズ福祉課)	10
長野県聴覚障害者ライブラリーを除く長野県障害者福祉センターの指定管理者の候補者の募集(障害福祉課)	11
長野県聴覚障害者ライブラリーの指定管理者の候補者の募集(障害福祉課)	13
長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課)	14
長野県佐久創造館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課)	15
長野県県民文化会館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課)	16
長野県伊那文化会館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課)	17
長野県松本文化会館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課)	18
長野県信濃美術館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課)	19
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	20
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	20
県営土地改良事業の工事の完了(土地改良課)	20
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(4件)(農村整備課)	20
長野県営総合射撃場の指定管理者の候補者の募集(森林保全課)	21
長野県松本平広域公園の指定管理者の候補者の募集(都市計画課)	22
長野県若里公園の指定管理者の候補者の募集(都市計画課)	23
長野県南信州広域公園の指定管理者の候補者の募集(都市計画課)	24
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課)	25
一般競争入札(住宅課)	25
一般競争入札の中止(河川課)	26
一般競争入札(2件)(雇用・人材育成課)	26



長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第63号

長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則

長野県障害者福祉センター管理規則(平成10年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「センター」という。)」を削る。

第2条及び第3条を削る。

第4条第3号中「知事が必要と認める」を「条例第5条の規定により長野県聴覚障害者ライブラリー(第6条において「ライブラリー」という。)を除く長野県障害者福祉センター(以下「センター」という。)の管理を行う指定管理者(以下「センターの指定管理者」という。)が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた」に改め、同条を第2条とする。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「許可を」を「利用の許可を」に、「長野県障害者福祉センター使用許可申請書(様式第1号)」を「申請書」に、「知事」を「センターの指定管理者」に、「で使用」を「で利用」に、「使用」を「利用」に、「第11条」を「第14条」に、「使用日」を「利用日」に改め、同項第1号中「が使用」を「が利用」に改め、同号のア中「使用前6月に当たる」を「利用日の6月前の」に、「使用前7日」を「利用日の7日前の日」に改め、同号のイ中「使用前3月に当たる」を「利用日の3月前の」に、「使用日」を「利用日」に改め、同項第2号中「が使用」を「が利用」に改め、同号のア中「使用前2月に当たる」を「利用日の2月前の」に、「使用前7日」を「利用日の7日前の日」に改め、同号のイ中「使用前1月に当たる」を「利用日の1月前の」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条第2項中「知事が」を「センターの指定管理者が特に」に、「認める」を「認め、かつ、知事の承認を受けた」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用目的
- (2) 利用する施設の名称
- (3) 利用日時
- (4) ホールを入場料を徴収して利用する場合にあっては、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第5条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用許可書等の交付)

第4条 センターの指定管理者は、条例第4条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書(条例別表の2に掲げる施設を専用しないで利用する場合にあっては、その利用券)を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第5条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の変更をしようとするときは、その内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、センターの指定管理者に提出しなければならない。

2 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の取消しをしようとするときは、届出書に当該利用許可書を添付して、センターの指定管理者に提出しなければならない。

第6条及び第7条を次のように改める。

(遵守事項)

第6条 第4条の規定による利用許可書又は利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)その他のセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 施設又は備品に特別の施設をし、又はその現状を変更しないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- (5) 備品を施設の外に持ち出さないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 施設内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (8) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序の維持についてセンターの指定管理者が知事の承認を得て定める事項

2 ライブラリーを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 施設内において飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 物品を販売しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ライブラリーの秩序の維持について条例第5条の規定によりライブラリーの管理を行う指定管理者が知事の承認を得て定める事項(損傷又は滅失の届出)

第7条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨をセンターの指定管理者に届け出て、センターの指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第10条から第12条までを削る。

第9条の見出しを「(備品等の利用料金)」に改め、同条中「利用料の」を削り、「別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出しを「(利用料金の納付)」に改め、同条第1項中「第6条に」を「第11条第1項第5号に」に、「使用料」を「利用料金」に、「第6条の許可書又は使用券」を「第4条の利用許可書又は利用券」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第2項中「知事」を「センターの指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

(利用後の処理)

第8条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨をセンターの指定管理者に届け出なければならない。

(指定の申請)

第9条 条例第8条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第9条第3号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第10条 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める場合は、第6条第1項の規定に違反した場合とする。

第13条及び第14条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第13条 条例第15条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、センターの指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第15条に規定する規則に定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 国、地方公共団体及び障害者の福祉を目的としている団体が、障害者の福祉の向上を図るために利用するとき 100分の100
- (2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき センターの指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

3 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書をセンターの指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第14条 条例第16条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の7日前の日(ホールにあっては、利用日の14日前の日)とする。

2 条例第16条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、センターの指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第16条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第16条第1号に規定する場合
 - ア 全く利用できなくなったとき 100分の100
 - イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50
- (2) 条例第16条第2号に規定する場合 100分の50(利用日の1月前の日(ホールにあっては、2月前の日)までに取消した

場合にあっては、100分の75)

(3) 条例第16条第3号に規定する場合 センターの指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書をセンターの指定管理者に提出しなければならない。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表の1中「を使用する場合の使用料」を「を利用する場合の利用料金」

に、「使用料」を「金額」に改め、同1の備考の1中「使用

料の額は、使用」を「金額は、利用」に改め、同備考の2中「利用時間」を「利用時間」に、「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同表の2中「使用する場合の使用料」を「利

用する場合の利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、

同表の3中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に改め、同表の4中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料の額」を「金額」に改め、同表を別表とする。

様式を削り、別表の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第9条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊟

長野県聴覚障害者ライブラリーを除く長野県障害者福祉センター(長野県聴覚障害者ライブラリー)の指定管理者の指定を受けたいので、長野県障害者福祉センター条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条例第57号)による改正前の長野県障害者福祉センター条例(平成10年長野県条例第7号)第4条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県障害者福祉センター管理規則(以下「新規則」という。)第3条の規定にかかわらず、同条第1項本文の申請書の提出を要しない。

3 新規則第2条第3号に規定するセンターの指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県障害者福祉センター管理規則第6条の規定による許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第4条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

障害福祉課

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月20日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則

長野県信濃美術館規則(昭和44年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第17条」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「教育委員会」を「長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用の許可等)

第3条 美術館の展示施設を利用する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第6条の規定により美術館の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出して申請しなければならない。

(1) 利用目的

(2) 利用する展示施設の名称

(3) 利用期間

(4) 入場料を徴収する場合にあつては、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

2 美術館の展示資料を観覧する者は、条例第5条の規定による許可を受けようとするときは、指定管理者に口頭により申請しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請に対し展示施設の利用を許可したときはその利用許可書を、第2項の申請に対し展示資料の観覧を許可したときは入場券を交付しなければならない。

第5条を削る。

第6条の見出しを「(利用取消届)」に改め、同条中「条例第5条の規定による許可」を「前条第3項の規定による利用許可書の交付」に、「使用の」を「利用の」に、「使用開始日」を「利用開始日」に、「美術館使用取消届(様式第4号)を教育委員会」を「その理由を記載した届出書に当該利用許可書を添付して、指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「使用」を「利用」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「その他教育委員会が」を「前3号に掲げるもののほか、指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

第7条を第5条とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出し中「使用後」を「利用後」に改め、同条第1項中「使用者は、使用」を「利用者は、利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(指定の申請)

第7条 条例第9条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第9条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第7条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第10条第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第8条 条例第13条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

第11条を第9条とする。

様式を削り、附則の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第7条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊦

長野県信濃美術館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県信濃美術館条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 美術館の展示施設を利用する者のうち、長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条例第59号)による改正前の長野県信濃美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)第5条の規定による許可を受けているものは、この規則による改正後の長野県信濃美術館規則(以下「新規則」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、同項の申請を要しない。

3 新規則第3条第1項に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県信濃美術館規則第5条第2項の規定による美術館使用許可書又は入場券の交付を受けた者に対しては、新規則第3条第3項の規定にかかわらず、同項の利用許可書又は入場券を交付することを要しない。

文化財・生涯学習課